

高砂市病院事業会計システム更新業務 公募型プロポーザル実施要領

第1章 基本事項

1 事業名

高砂市病院事業会計システム更新業務

2 目的

高砂市病院事業において、公営企業会計システムの更新を行うに当たり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）や公立病院会計に精通した者によるシステム構築ができる事業者を公募型プロポーザルにより選定し、当該選定をした事業者に委託することによって今後の事務の効率化を図ることを目的とする。

3 履行場所

兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号 高砂市民病院

4 履行内容

別に定める「高砂市病院事業会計システム更新業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり

5 履行期間等

(1) システム構築期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

(2) 履行期間（システム運用・保守期間）

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

※履行期間以降は、双方協議により契約期間を決定する。

※システム運用及び保守は、それぞれ別に契約を締結するものとする。

(3) 想定システム稼働時期

ア 公営企業会計システム

予 算：令和8年10月1日（令和9年度予算編成を実施）

執 行：令和8年10月1日

決 算：令和8年度決算から実施

決 算 統 計：令和8年度決算統計から実施

イ 固定資産管理

固定資産管理：令和8年10月1日

ウ 起債管理

起 債 管 理：令和8年10月1日

6 提案上限額(見積額)

3, 246, 000円

※この金額は、システム構築からシステム運用・保守までの全ての金額を含んだものである。

※この金額は、消費税及び地方消費税を含むものである。

※この金額は、契約予定額を示すものではない。

※履行期間の6か月間の金額である。

7 支払条件

システム運用開始(令和8年10月1日)以降、検査完了後の支払を基本とし、支払スケジュール及び端数調整等は、協議の上、決定する。

8 公募型プロポーザル方式を採用する理由

現在稼働している会計システムは、前回更新から10年を経過しており、今後の事務の効率性向上の観点から、価格、使いやすさ、操作性、システム運用・保守等の条件を総合的に判断するため、公募型プロポーザル方式により会計システム及びその他必要なシステムの更新を行うものである。

9 募集要項及び説明書の交付方法

この公募型プロポーザルに係る関係書類は、高砂市民病院ホームページ(<https://www.hospital-takasago.jp>)からダウンロードするものとする。

10 スケジュール

日時	内容
令和8年4月28日(火)	手続開始の公告 公募開始
令和8年4月28日(火)から 同年5月11日(月)まで	質問書の受付
令和8年5月13日(水)まで	質問書への回答(高砂市民病院ホームページで公開)
令和8年5月14日(木)	参加表明書受付期限日
令和8年5月15日(金)	参加資格確認結果通知
令和8年5月25日(月)まで	企画提案書の提出期限
令和8年6月上旬	企画提案書に対する説明及びヒアリング
令和8年6月上旬	選定結果の通知

※病院の都合によりスケジュールは変更する場合がある。

第2章 参加申込みに関する事項

1 参加資格

この公募型プロポーザルに参加することができる者は、この実施要領の公告の日において、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 令和8年度高砂市入札参加資格者名簿（物品・その他）に登録されていること。
ただし、別に定める入札参加資格審査申請書類と同等の書類を提出し、高砂市が認めた場合は、これを満たすものとする。
- (4) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税（法人税及び消費税をいう。）、地方消費税及び高砂市が賦課する税について滞納していない者であること。
- (7) 平成30年4月1日以後に他の病院事業会計、水道事業会計又は下水道事業会計の公営企業会計システムの構築又は再構築の業務を元請として完了した実績を3件以上有する者であること。
- (8) 業務仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び高砂市の指示に柔軟に対応できること。
- (9) 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する統括責任者及び担当技術者を配置できること。

なお、この業務における統括責任者及び担当技術者とは、次の者とし、担当技術者については、選任した担当技術者のうちから、主たる担当技術者を1人定めるものとする。

また、主たる担当技術者は、統括責任者又は主たる担当技術者として、平成30年4月1日以後に他の病院事業会計の公営企業会計システムの構築又は再構築の業務に配置された実績を1件以上有する者であること。

統括責任者…業務従事者を監督し、この業務の統括を行う者。公営企業会計システムの構築又は再構築に関して豊富な専門知識を有し、かつ、他の病院事業の会計業務にも精通していること。また、担当技術者と兼務していないこと。

担当技術者…公営企業会計システムの構築又は再構築に関して、豊富な専門知識を有しており、この業務を適切かつ正確に遂行できる者。また、主

たる担当技術者については、この業務の遂行における技術上の管理を司る者であり、折衝・調整能力及び合意形成能力に優れていること。

- (10) プライバシーマーク (JIS Q 15001)、情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001)のうち、いずれかの認証を取得していること。

2 参加表明書の提出方法

- (1) 提出期限 令和8年5月14日(木) 17時まで(必着)
- (2) 提出場所 〒676-8585
兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号 高砂市民病院総務課財務係
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
持参の場合の受付時間は、閉庁日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。)を除く各日9時から17時までとする。
郵便事故等が発生した場合であっても、これに対する救済措置や補償は、一切行わない。
- (4) 提出書類
ア 公募型プロポーザル参加表明書(兼誓約書)(様式1。以下「参加表明書」という。) 1部
イ 法人の概要(パンフレット可) 1部
ウ システム導入実績一覧(様式2) 1部
エ プライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認定を証する書類の写し 1部
- (5) 参加資格確認結果通知の送付
参加表明書を提出した者について、「1 参加資格」に定める参加資格を満たしているか確認し、その結果について、令和8年5月15日(金)までに、参加資格結果確認通知を電子メールにより送付する。

3 提案書作成に関する質問及び回答

この公募型プロポーザルに関する質問は、参加資格に関するもの及び提案書の作成に関するものとする。

なお、審査(評価)に係る質問、趣旨が不明確な質問、この公募型プロポーザルに係る提案に直接には関係のない質問又は単なる意見表明と解されるものは、一切受け付けない。

- (1) 提出期限 令和8年5月11日(月) 17時まで
- (2) 受付方法 質問書(様式3)を事務局に電子メールで提出すること。
提出先 tact5510@city.takasago.lg.jp
送信後、質問者は、電話で高砂市民病院事務局に到達状況を確認すること。
- (3) 回答方法 令和8年5月13日(水) 13時から高砂市民病院ホームページ上

で公表する。

4 企画提案書の提出方法

- (1) 提出期限 令和8年5月25日(月) 17時まで
- (2) 提出場所 〒676-8585
兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号 高砂市民病院総務課財務係
- (3) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙(様式5) ※1部のみ提出可
 - イ 企画提案書(任意様式)
 - ウ システム導入実績一覧(様式2)
 - エ 業務責任者の経歴等(様式4)
 - オ 見積書(様式6)
 - カ 見積内訳書(様式7)
 - キ システム機能要件書(様式8)
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。
 - ア 企画提案書表紙を除き、正本1部、副本6部を郵送又は持参すること。
 - イ システム機能要件書は、電子データも電子メールで提出すること。
提出先 tact5510@city.takasago.lg.jp
送信後、電話で高砂市民病院事務局に到達状況を確認すること。
 - ウ 郵便事故等が発生した場合であっても、これに対する救済措置や補償は、一切行わない。
- (5) 留意事項
 - ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は、原則認めない。
 - イ 企画提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
 - ウ 業務仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断によりこの業務に必要であると思われる業務がある場合は、提案できるものとする。ただし、これに係る経費は、見積書に含むものとする。
 - エ 企画提案書には、提案者名(企業名)を記載せずに、一見して提案者を特定できないように無記名で提出すること。

5 企画提案書に対する説明及びヒアリング

- (1) 日時 令和8年6月上旬
※時間、場所等の詳細は、後日、通知する。
- (2) 留意事項
 - ア 参加者1者につき40分以内とする。
 - イ プロジェクター及びスクリーンは、高砂市で用意する。
説明の際に使用するパソコンその他必要な機器は、参加者が用意する。
※詳細は「第3章 審査に関する事項」の「1 審査の方法 (2)二次審査」によるが、別紙「選定審査基準」の「表3 提案書評価基準」に沿った順番で説明できるように準備すること。

第3章 審査に関する事項

1 審査の方法

(1) 全般

ア 別に設置する高砂市病院事業会計システム更新業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、提案者の企画提案書に対する説明及びヒアリングの審査を行う。

イ 提案者1者当たりの出席者は、統括責任者を含む4人以内とし、提出済みの企画提案書に基づいて説明を行うものとする(追加書類の提出は、不可)。

ウ 参加表明提案者が4者以上の場合、一次審査(書類審査)を実施し、参加可能な者を決定する。また、参加表明提案者が1者のみであった場合でも審査を行い、提案者としての適否を判断する。

エ 選定委員会では、審査項目に基づく合計得点が最上位の者を優先交渉権獲得事業者と、次順位の者を次順位提案者として選定する。

(2) 二次審査(企画提案書に対する説明及びヒアリング)について、一次審査通過者に対し、次の日程及び内容で二次審査を行う。

ア 実施日時 令和8年6月上旬

※時間、場所等の詳細は、後日、通知する。

イ 実施情報等

- ・説明：40分以内/参加者
- ・ヒアリング(質疑応答)：20分以内/参加者
- ・開始時間は、参加者数等により変更となる場合がある。

ウ その他

- ・提出された企画提案書を用いての企画提案説明とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは、高砂市で用意する。
- ・説明の際に使用するパソコンその他必要な機器は、参加者が用意する。
- ・説明及びヒアリング(質疑応答)は、原則としてこの業務を受託する際の担当者を含め4人以内で行うものとする。
- ・選定委員会並びに選定委員会における提出書類、説明及びヒアリングの内容は、非公開とする。

2 優先交渉権獲得事業者の選定

(1) 全般

優先交渉権獲得事業者の選定に当たっては、審査項目の点数を合計し、審査員の人数で除した平均点が最も高い者を受託候補者として委員長が決定する。

なお、優先交渉権獲得事業者として選定した提案者が、採用の辞退その他の

- 理由で契約できない場合は、次点の提案者を優先交渉権獲得事業者とする。
- (2) 最高点が同点の場合は、見積書金額の最も低い提案者を優先交渉権獲得事業者とする。
 - (3) 評価結果に対する異議申立ては一切受け付けないので、あらかじめ了承すること。
 - (4) 審査の結果、(1)で定める合計得点が基準点に満たない場合は、失格とする。

3 結果の通知

選定結果は、参加者全員に対し通知する(令和8年6月上旬)。また、優先交渉権獲得事業者は、高砂市民病院ホームページにおいて公表する。

4 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式9)を提出すること。

5 費用負担

この公募型プロポーザルへの参加に要する経費等は、参加者の負担とする。

6 契約締結の事務手続等

高砂市民病院と優先交渉権獲得事業者は、業務仕様書の内容と優先交渉権獲得事業者がこの公募型プロポーザルにおいて提案した内容を基本として協議し、これらの内容について確定させた上で契約を締結するものとする。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において次点の提案者と協議を行うものとする。

7 書類提出及び問合せ先

〒676-8585

兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号

高砂市民病院総務課財務係 高木、片岡

電話：079-442-3981(代表)

電子メールアドレス：tact5510@city.takasago.lg.jp